

# 労働基準広報 2014 No.1819

## 5/21

### CONTENTS

#### 連載 トラブル防止の労働法実務 ————— 6

～第21回・企業の賃金・退職金制度の変更のしかた①～

## 基本給は年齢給と成果主義的な 役割給を上手に組み合わせる

従来、日本企業の正社員の賃金制度は、年齢、勤続年数、職能により基本給を決定する年功序列型が一般的だったが、企業収益の見通しが不透明ななかで、人件費だけを上昇させるわけにはいかないという状況にある。一方で、近年、個人の業績を適正に評価し、それを賃金に反映させる成果主義の動きが強まっているが、成果主義の行きすぎによる問題点も指摘されている。これらを考慮すると、基本給の構成は、従業員の生活保障という側面の強い年齢給と、成果主義の側面をもつ役割給を上手に組み合わせるのが良いといえよう。

(労務コンサルタント・布施直春)

●企業の安全配慮義務／過労死・過労自殺  
そのときどうする？ ————— 18  
第39回 具体的事例検討⑧ 復職判断と配置可能業務  
復帰に反対するなら配置可能な  
業務ないことの証明が必要  
(弁護士・井澤慎次)

●解釈例規物語⑦ ————— 28  
事業場外みなし労働協定の対象となる労働時間は  
事業場外における労働時間だけである  
第38条の2関係〔事業場外労働における労働時間の算定方法—その1—〕  
(中川恒彦)

●行政案内／平成26年度全国安全週間実施要綱 — 36  
＜今年のスローガン＞  
みんなでつなぎ <sup>たか</sup> <sup>いしき</sup> <sup>たっせい</sup> <sup>さいがい</sup> <sup>さかい</sup>  
高まる意識  
達成しようゼロ災害  
—本週間・7月1日～7月7日／  
準備期間・6月1日～6月30日—

●NEWS ————— 1  
(厚労省・職場のパワハラ対策の一層推進を通  
達) 個別指導対象企業の状況に応じ改善促す／  
(改正パート法が成立、公布される) 正社員と  
の差別が禁止されるパートの範囲を拡大／(生  
産性本部・新入社員の意識調査)「海外勤務に  
応じる」の回答が過去最低の50.1%に／ほか

●知っておくべき職場のルール ————— 40  
＜第30回＞「試用期間と本採用拒否」  
試用期間中の解雇や本採用拒否は  
適格性欠如の具体的根拠が必要  
(編集部)

●連載 労働スクランブル⑧ (労働評論家・  
飯田康夫) — 42 ●労務資料 平成25年度能  
力開発基本調査結果② ～事業所調査～ —  
44 ●わたしの監督雑感 和歌山・田辺労働基  
準監督署長 加藤賢二 — 54 ●今月の資料室  
— 56

#### 労務相談室

回答者

賃金関係 [退職した社員に対する過払賃金] 本人が話し合いに応じないが — 48 弁護士・新弘江  
労働基準法 [所定時間の半分を超える長時間遅刻] 欠勤とし賃金控除できるか — 50 弁護士・荻谷聡史  
紛争・訴訟 [パワハラ提訴で従業員が証人に] 出頭する時間は労働時間か — 52 弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内